

# 高槻市地域防災計画

令和3年2月

高槻市防災会議



# 本 編 目 次

## 第1編 総 則

### 第 1 章 総 則

第1節 目 的	3
第2節 防災・減災の基本的方針	3
第3節 高槻市の概況	5
第1 自然的条件	
第2 社会的条件	
第4節 災害の想定	7
第1 想定災害	
第2 地震被害想定	
第5節 関係機関の業務	9
第6節 住民、事業者の基本的責務	19
第1 住民の基本的責務	
第2 事業者の基本的責務	
第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携	
第7節 計画の修正	21

## 第2編 災害予防対策

### 第 1 章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化	25
第1 防災空間の整備	
第2 都市基盤施設の防災機能の強化	
第3 計画的な市街地整備	
第4 土木構造物の耐震対策の推進	
第5 ライフライン災害予防対策	
第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	
第2節 建築物の安全化	31
第1 住宅・建築物等の耐震化の促進	
第2 建築物の安全性に関する指導等	
第3 文化財	
第3節 水害予防対策の推進	34
第1 河川の改修	
第2 水害減災対策の推進	
第3 下水道の整備	
第4 農地防災対策	
第4節 土砂災害予防対策の推進	37
第1 土砂災害警戒区域等における防災対策	
第2 山地災害対策	
第3 宅地防災対策	
第4 道路防災対策	
第5節 火災予防対策の推進	39
第1 建築物等の火災予防	

第 2 林野火災予防	
第 6 節 危険物等災害予防対策の推進	41
第 1 危険物災害予防対策	
第 2 高圧ガス・火薬類・毒物劇物災害予防対策	
第 7 節 放射線災害予防対策	43
第 1 放射線災害予防対策の推進	
<b>第 2 章 災害応急対策・復旧対策への備え</b>	
第 1 節 総合的防災体制の整備	47
第 1 中枢組織体制の整備	
第 2 防災拠点の確保・充実	
第 3 防災資機材等の備蓄	
第 4 防災訓練の実施	
第 5 人材の育成	
第 6 防災に関する調査研究の推進	
第 7 広域防災体制の整備	
第 8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備	
第 9 自治体被災による行政機能の低下等への対策	
第 10 事業者、ボランティアとの連携	
第 2 節 情報収集伝達体制の整備	55
第 1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	
第 2 情報収集伝達体制の強化	
第 3 災害広報	
第 4 高槻市議会との連携等	
第 5 地震観測体制の整備	
第 3 節 消火・救助・救急体制の整備	60
第 1 消防力及び応援体制	
第 2 連携体制	
第 4 節 災害時医療体制の整備	62
第 1 災害医療の基本的考え方	
第 2 医療情報の収集・伝達体制の整備	
第 3 現地医療体制の整備	
第 4 後方医療体制の整備	
第 5 医薬品等の確保体制の整備	
第 6 患者等搬送体制の確立	
第 7 個別疾病対策	
第 8 関係機関協力体制の確立	
第 9 医療関係者に対する訓練等の実施	
第 5 節 緊急輸送体制の整備	66
第 1 陸上・水上交通路の整備	
第 2 ヘリポートの選定	
第 3 緊急輸送手段の確保	
第 4 交通規制・管制の整備	
第 6 節 避難受入れ体制の整備	68

第 1	避難地、避難路の選定	
第 2	避難地及び避難路の安全性の向上	
第 3	指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、整備	
第 4	避難勧告等の事前準備	
第 5	避難誘導體制の整備	
第 6	被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の整備	
第 7	応急仮設住宅等の事前準備	
第 8	斜面判定制度の活用	
第 9	広域避難体制の整備	
第 10	罹災証明書発行体制の整備	
第 7 節	緊急物資確保体制の整備	76
第 1	給水体制の整備	
第 2	食料・生活必需品の確保	
第 8 節	ライフライン確保体制の整備	79
第 1	水道	
第 2	下水道	
第 3	電力	
第 4	ガス	
第 5	電気通信	
第 6	住民への広報	
第 9 節	交通確保体制の整備	84
第 1	鉄軌道施設	
第 2	道路施設	
第 10 節	第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画の推進	85
第 1	計画対象事業	
第 11 節	避難行動要支援者への支援体制の整備	86
第 1	避難行動要支援者に対する支援体制整備	
第 2	二次避難所（福祉避難所）の指定	
第 3	外国人に対する支援体制整備	
第 4	その他の要配慮者に対する配慮	
第 12 節	帰宅困難者支援体制の整備	88
第 1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	
第 2	駅周辺における滞留者の対策	
第 3	代替輸送確保の仕組み（バス等）	
第 4	徒歩帰宅者への支援	
<b>第 3 章 地域防災力の向上</b>		
第 1 節	防災知識普及計画	93
第 1	防災知識の普及・啓発	
第 2	防災教育	
第 3	消防団等による防災教育	
第 4	災害教訓の伝承	
第 2 節	自主防災体制の整備	97
第 1	地域の自主防災活動	

第2節	事業者による自主防災体制の整備	
第3節	救助活動の支援	
第4節	地区防災計画の策定等	
第3節	ボランティア活動の環境整備	101
第4節	企業防災の推進	102
第5節	市内大学等との連携	104

### 第3編 地震災害応急対策及び復旧・復興対策

#### 第1部 地震災害応急対策

#### 第1章 初動期の活動

第1節	組織動員	107
第1節	市の組織及び動員体制	
第2節	防災関係機関の組織動員配備体制	
第2節	災害情報の収集伝達	111
第1節	情報収集伝達手段の確保	
第2節	情報収集の方法	
第3節	大阪府への報告	
第4節	人的被害状況等の報告	
第5節	異常現象発見時の通報	
第3節	災害広報	117
第1節	災害広報	
第4節	広域応援等の要請・受入れ・支援	119
第1節	大阪府知事等に対する要請等	
第2節	応援・支援の受入れ体制	
第5節	自衛隊（災害）派遣要請	121
第1節	派遣要請の要求	
第2節	災害状況の通知	
第3節	自衛隊の自発的出動基準	
第4節	派遣部隊の受入れ及び活動	
第5節	撤収要請	
第6節	自衛隊派遣要請系統図	
第6節	災害緊急事態	123
第7節	消火・救助・救急活動	124
第1節	市・消防本部	
第2節	消防署・消防団の活動	
第3節	相互応援	
第4節	各機関による連絡会議の設置	
第5節	自主防災組織づくりの推進	
第6節	惨事ストレス対策	
第8節	医療救護活動	127
第1節	医療情報の収集・提供活動	
第2節	現地医療対策	
第3節	後方医療対策	
第4節	医薬品等の確保・供給活動	

第 5 個別疾病対策	
第 9 節 避難誘導	129
第 1 避難勧告等の発令	
第 2 住民への周知	
第 3 避難者の誘導等	
第 4 警戒区域の設定	
第 5 指定避難所の開設	
第 6 広域一時滞在	
第 10 節 二次災害の防止	132
第 1 公共土木施設等	
第 2 建築物及び宅地	
第 3 危険物等	
第 11 節 交通規制・緊急輸送活動	134
第 1 陸上交通路の確保	
第 2 水上輸送	
第 3 航空輸送	
第 4 緊急輸送手段の確保	
第 5 交通規制・管制の実施	
第 12 節 ライフラインの緊急対応	137
第 1 被害状況の報告	
第 2 各事業所における対応	
第 13 節 交通の安全確保	138
第 1 被害状況の報告	
第 2 各施設管理者における対応	

## 第 2 章 応急・復旧期の活動

第 1 節 災害救助法の適用	141
第 1 災害救助法による実施内容	
第 2 災害救助法の適用手続	
第 2 節 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設・運営	142
第 1 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設	
第 2 指定避難所の運営	
第 3 節 緊急物資の供給	146
第 1 給水活動	
第 2 食料・生活必需品の供給	
第 4 節 保健衛生活動	148
第 1 防疫活動	
第 2 食品及び環境衛生監視活動	
第 3 被災者の健康維持活動	
第 4 応援要請	
第 5 動物保護等の実施	
第 5 節 避難行動要支援者への支援	151
第 1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	
第 2 被災した避難行動要支援者への支援活動	

第6節	社会秩序の維持	153
第1	住民への呼びかけ	
第2	警防活動及び警戒活動の強化	
第3	物価の安定等、物資対策	
第7節	ライフラインの確保	155
第1	水道	
第2	下水道	
第3	電力	
第4	ガス	
第5	電気通信	
第8節	交通の機能確保	158
第1	障害物の除去	
第2	各施設管理者における復旧	
第9節	農林関係応急対策	161
第1	農地等	
第2	山林等	
第3	農林業用施設	
第4	治山対策	
第10節	住宅の応急確保	162
第1	被災住宅の応急修理	
第2	住居障害物の除去	
第3	応急仮設住宅の建設	
第4	みなし応急仮設住宅	
第5	公共住宅への一時入居	
第6	住宅に関する相談窓口の設置等	
第7	建設用資機材等の調達	
第11節	応急教育等	164
第1	教育施設等の応急復旧	
第2	応急教育体制の確立	
第3	就学援助等	
第4	文化財の応急対策	
第12節	廃棄物の処理	166
第1	し尿処理	
第2	ごみ処理	
第3	災害廃棄物処理	
第13節	遺体対策	168
第1	初期活動	
第2	遺体の処置	
第3	遺体の身元確認	
第4	火葬の執行	
第14節	自発的支援の受入れ	170
第1	災害発生時におけるボランティアの活動	
第2	義援金品の受付及び配分	
第3	海外からの支援の受入れ	



## 第 2 部 災害復旧・復興対策

### 第 1 章 生活の安定

第 1 節 復旧事業の推進	177
第 1 被害の調査	
第 2 公共施設等の復旧	
第 3 激甚災害の指定	
第 4 激甚災害指定による財政援助	
第 5 特定大規模災害	
第 2 節 被災者の生活確保	178
第 1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け	
第 2 災害見舞金等	
第 3 府生活福祉資金	
第 4 被災者生活支援金	
第 5 罹災証明書の交付	
第 6 被災者台帳の作成	
第 7 市府民税等の減免措置等	
第 8 雇用機会の確保	
第 9 住宅の確保	
第 3 節 中小企業の復興支援	184
第 1 市の措置	
第 4 節 農林関係者の復興支援	184
第 1 市の措置	

### 第 2 章 復興の基本方針

復興の基本方針	187
第 1 基本方針の決定	
第 2 復興の推進	
第 3 復興対策本部・被災者支援対策会議の設置	
第 4 復興計画の策定	
第 5 復興計画で定める事項	

## 第 3 部 東海地震の警戒宣言に伴う対応

### 第 1 章 総 則

総 則	191
第 1 目的	
第 2 基本方針	
第 3 東海地震注意報発令時の措置	
第 4 警戒宣言が発せられたときの措置	

## 第 4 部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節 総 則	195
第 1 推進計画の目的	
第 2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定	

第 3 節	関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱	
第 2 節	関係者との連絡協力の確保	196
第 1 節	資機材、人員等の配備手配	
第 2 節	他機関に対する応援要請	
第 3 節	帰宅困難者への対応	
第 3 節	南海トラフ地震関連情報発表時の措置	198
第 1 節	南海トラフ地震関連情報の種類及び発表条件について	
第 4 節	南海トラフ地震関連情報（調査中）が発表された場合の措置	199
第 1 節	配備体制	
第 5 節	南海トラフ地震関連情報（巨大地震注意）が発表された場合の措置	200
第 1 節	配備体制	
第 2 節	災害応急対策をとるべき期間等	
第 3 節	市の措置	
第 6 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置	201
第 1 節	配備体制	
第 2 節	災害応急対策をとるべき期間等	
第 3 節	市の管理施設に対する措置	
第 4 節	市民への広報	
第 5 節	水道	
第 6 節	電力	
第 7 節	ガス	
第 8 節	電気通信	
第 9 節	警備対策	
第 7 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	204
第 1 節	計画対象事業	
第 8 節	防災訓練計画	204
第 1 節	防災訓練の実施	
第 9 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	205
第 1 節	市職員に対する防災知識の普及	
第 2 節	住民への広報	
第 3 節	児童生徒に対する教育	
第 4 節	防災上重要な施設管理者に対する教育	
第 10 節	南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止	206
第 1 節	南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応	
第 2 節	東海地震関連情報が発表された場合への対応	

## 第4編 風水害等応急対策及び復旧・復興対策

### 第1部 風水害等応急対策

#### 第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達	209
第1 気象予警報等の伝達	
第2節 組織動員	217
第1 市の組織動員配備体制	
第2 防災関係機関の組織動員配備体制	
第3節 警戒活動	221
第1 気象観測情報の収集伝達	
第2 洪水予報、水位到達情報、水防警報及び水防情報	
第3 水防活動	
第4 土砂災害警戒活動	
第5 住民への周知	
第6 ライフライン・交通等警戒活動	
第7 異常現象発見時の通報	
第4節 避難誘導	231
第1 避難勧告等の発令	
第2 警戒区域の設定	

#### 第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達	237
第1 情報収集伝達の手段の確保	
第2 情報収集の方法	
第3 大阪府への報告	
第2節 災害広報	238
第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援	238
第4節 自衛隊（災害）派遣要請	238
第5節 消火・救助・救急活動	239
第1 市・消防本部	
第2 消防署・消防団の活動	
第3 各機関による連絡会議の設置	
第4 自主防災組織等	
第5 惨事ストレス対策	
第6節 医療救護活動	240
第7節 交通規制・緊急輸送活動	240
第8節 公共土木施設等・建築物応急対策	241
第1 公共土木施設等	
第2 公共建築物	
第3 応急工事	
第9節 ライフラインの確保	242
第1 水道	
第2 下水道	
第3 電力	

第4節	ガス	
第5節	電気通信	
第10節	交通の確保	244
第1節	交通の安全確保	
第2節	交通の機能確保	
第11節	農林関係応急対策	245
第1節	農地等	
第2節	山林等	
第3節	農林業用施設	
第12節	災害救助法の適用	245
第13節	指定避難所及び指定緊急避難場所の開設・運営	246
第14節	緊急物資の供給	246
第1節	給水活動	
第2節	食料・生活必需品の供給	
第15節	保健衛生活動	246
第16節	避難行動要支援者への支援	246
第17節	社会秩序の維持	247
第18節	住宅の応急確保	247
第19節	応急教育等	247
第20節	廃棄物の処理	247
第21節	遺体対策	248
第22節	自発的支援の受入れ	248

### 第3章 その他災害応急対策

第1節	林野火災等応急対策	251
第1節	火災の警戒	
第2節	林野火災	
第2節	高層建築物、地下街災害応急対策	253
第1節	市・消防本部	
第2節	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部	
第3節	危険物等災害応急対策	255
第1節	危険物災害応急対策	
第2節	高圧ガス・火薬類・毒物劇物災害応急対策	
第4節	放射線災害応急対策	257
第1節	災害状況の報告	
第2節	災害時の連絡体制	
第3節	広報	
第4節	住民の避難等及び立入制限	
第5節	災害時における消防活動	
第6節	その他	
第5節	その他災害応急対策	260
第6節	災害対策本部の設置	260

## 第 2 部 災害復旧・復興対策

### 第 1 章 生活の安定

第 1 節 復旧事業の推進	263
第 2 節 被災者の生活確保	263
第 3 節 中小企業の復興支援	263
第 4 節 農林関係者の復興支援	263

### 第 2 章 復興の基本方針

復興の基本方針	267
---------	-----

